

年金予約定期積金「輝き」

令和7年9月1日現在適用中

1. 商品名	年金予約定期積金 「輝き」
2. 取扱対象	「年金受取ご予約申込書」により、当金庫で、国民年金・厚生年金・各種共済年金等公的年金のお受取りをご予約いただいた方で、契約時点で満59歳以上の個人のお客様。
3. 掛込期間	6ヶ月以上60ヶ月以内（1ヶ月単位） ※満期日は原則、年金受給予定開始時期とします。 ※満期時に受給権に満たない方、繰り下げ受給を希望される方は、再度ご契約いただけます。
4. 掛込金額	10,000円以上50,000円以内（1,000円単位） ※お一人様一口座に限らせていただきます。
5. 預入方法	契約期間内で毎月一定の掛金を預け入れるものとします。 （一括預け入れはできません。） 普通預金等からの自動振替による掛込もご利用いただけます。 （総合口座における貸越金が発生する場合は、口座からの引落としはいたしません。）
6. 払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
7. 給付補填金（お利息） (1)適用利回り (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・契約時の店頭表示利率に0.15%上乗せした金利（約定利回り）を満期日まで適用します。 ※金利情勢の変化により、上乗せ金利の変更もしくはお取り扱いを中止する場合があります。 ・満期日以降に掛込残高が証書記載の満期掛込総額に満たない場合は証書記載の満期契約金額にかかわらず、解約時における普通預金の利率により計算します。 ・満期日以降のお利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・契約期間における掛込残高積数に月当たり利回り（年利回りの1/12）を乗じて計算します。
8. 税金	給付補てん金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%の税金（国税15.315%、地方税5%）がかかります。 （マル優制度のご利用はできません）
9. 中途解約時の取扱	当金庫がやむをえないと認めて満期日前に解約する場合は、解約時における普通預金利率により計算したお利息を掛込残高相当額とともに支払います。

10. 掛込遅延の場合の ご注意	毎月の掛込が遅延した場合は、遅延期間に相当する期間満期日を繰り延べるか、または証書記載の利回りの割合により(年 365 日の日割計算)遅延利息をいただきます。
11. 特典について	・満期金を定期預金に預け替えいただくと「年金受給者向け定期預金」の優遇金利を適用いたします。 ※上乗せ利率適用期間は 1 年間です。1 年後の自動継続時以降は、その時点の店頭表示利率が適用されます。 ・お誕生月には、ささやかではありますが、プレゼントを贈らせて頂きます。 ・「さんきょう友の会」主催の観劇会・イベント等に会員価格でご参加いただけます。
12. 金利情報	金利は店舗備え付けの金利表示ボードをご覧になるか窓口にお尋ねください。 ※インターネットホームページにも掲載しています ホームページアドレス：http://www.shinkin.co.jp/sankyo
13. 苦情処理措置、紛 争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター（0120-088-918、受付時間 9：00～17：00）にお申し出ください。 ・紛争解決措置：東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所（03-3517-5825）、受付時間 9：00～17：00）にお申し出下さい。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14. 預金保険制度	・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険により、当金庫の他の対象預金商品と合わせて、元本 1,000 万円までとそのお利息が保護の対象となります。